

平成30年4月4日

学生各位

東京外国語大学学生課長

2018年度（平成30年度）年度自転車登録について

自転車通学希望者は、年度ごとに、日本人学生等は学生課で、留学生は留学生課で、自転車の登録申請を行ない、許可後登録証を車両に貼る必要があります。

今年度の自転車登録申請は、4月9日（月）から開始しますので、自転車通学希望者はすみやかに手続きを行ってください。

個人賠償責任保険等に非加入の場合、自転車の防犯登録がない場合は、登録は許可しません。

自転車のキャンパス内への乗り入れ、通行は禁止していますので、登録を許可された者も構内入口の所定の駐輪場を利用してください。所定の場所以外の駐輪や自転車登録未登録のまま駐輪した場合は撤去・処分しますので注意してください。

また、夜間の駐輪も禁止していますので必ず乗り帰ってください。

なお、近隣住民や府中市から、学生の自転車利用のマナーについてたくさんの苦情が寄せられています。以下の項目をきちんと守り、ルールとマナーを守った運転を心がけてください。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外。車道は左側を通行。歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。
- ② 飲酒運転・二人乗り・並進・携帯電話使用運転・イヤホン等使用運転・傘さし運転の禁止。
- ③ 夜間はライトを点灯。
- ④ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。
- ⑤ ブレーキに不備のある自転車には乗らない。
- ⑥ 違法駐輪の禁止。多磨駅改札前、駅前ロータリー、コンビニ前などへの駐輪は厳禁。

以上